

えせ同和行為対応の手引

平成 26 年 4 月
法務省 人権擁護局

【同和問題とは】

日本社会の歴史的発展の過程で形づくられた身分階層構造に基づく差別により、日本国民の一部の人々が長い間、経済的、社会的、文化的に低い状態に置かれることを強いられてきました。これらの人々は、今なお、日常生活の上でいろいろな差別を受けることがあります。これが、「同和問題」と言われるもので、我が国固有の人権問題です。

【えせ同和行為とは】

「同和問題は怖い問題である」という誤った意識に乘じ、同和問題を口実にして、企業・個人や行政機関等に不当な利益や義務のないことを求める行為が「えせ同和行為」であり、同和問題に対する誤った意識を植え付ける大きな原因となっています。

その場しのぎの安易な妥協や恐怖心などから不当な要求に応じる例も見受けられ、これらは、えせ同和行為の更なる横行を許す背景ともなっています。

同和問題は国民の基本的な人権に関する重要な課題の一つであり、人権擁護機関を始め多くの人々が、その解決のため、長い間様々な啓発活動を行ってきました。ところが、えせ同和行為は、不当な要求を受ける人々の人権を侵害しているのみでなく、国民の間に、同和問題に対する誤った意識を植え付け、新たな差別意識を生む大きな要因となっており、多くの人々が積み重ねてきた啓発活動の効果を一挙に覆すものであり、同和問題解決への道に逆行する行為といえるものです。

【排除の対象・目的は】

えせ同和行為排除の対象となるのは、当該「行為そのもの」です。団体ではありません。

また、えせ同和行為をする者がどのような団体に所属するかも問いません。同和問題を口実にこのような行為をする者は、もはや、同和問題の解決を語る資格はありません。

不当な要求に対しては、き然とした態度で臨み、つけ入るすきを与えないことが肝要です。

えせ同和行為排除の目的は、当該違法・不当な行為の排除と同時に、新たな差別意識の発生を防止し、同和問題を解決するところにあります。

真に差別のない平和で住みよい社会の実現のため、一人一人が責任と勇気を持って、えせ同和行為の排除のために取り組むことが必要です。

【えせ同和行為の態様について】

具体的な要求としては、機関紙・図書等の購入の強要、寄附金・賛助金の強要、講演会・研修会への参加強要、下請への参加強要等様々な形態があります。全国の9000事業所を対象として、平成25年中に、えせ同和行為による何らかの要求を受けたかについてアンケート調査を行ったところ、回答した4398事業所のうち4.6%に当たる204事業所が「受けた」としています。要求の種類として最も多いのは「機関紙・図書等物品購入の強要」で、要求の手口としては「執ように電話をかけてくる」との回答が回答事業所の半数以上を占めています。

※ 法務局では、えせ同和行為に関する御相談にいつでも応じております。

えせ同和行為対応の手引

基本的注意事項

1 基本的姿勢

えせ同和行為に対する基本的姿勢は、違法・不当な要求は断固として拒否することにある。応ずることのできない違法・不当な要求を拒否するのは当然のことであって、たとえその要求が同和問題への取組等の名目で行われても結論は同じである。

2 怖いものという意識を捨てること

同和問題の名の下に不当な要求をする者は、そのことによってもはや同和問題を論じる資格はないというべきである。その者の要求行為は、えせ同和行為そのものであり、恐れる必要のないものである。

3 初期の対応

最初から一貫して、き然とした態度で対応する。最初の対応の誤りが事件を拡大させるので、最初に相手にすきを見せたり、脈ありと思わせてはならない。

4 安易な妥協はしないこと

えせ同和行為者は、弱い者に強く、強い者には弱い。したがって、安易な妥協をすると、更につけ込まれる。その場しのぎの安易な妥協は、火に油を注ぐ結果となる。例えば、えせ同和行為者は、刑事事件になることを恐れて、具体的な金銭の要求をせず、「誠意をみせろ。」「善処しろ。」などと執ように攻めてくるが、それに根負けして金銭で妥協してはならない。

5 脅しを恐れないこと

えせ同和行為者自身、刑事事件になることを恐れているため、激しい言葉を発言しても実際に暴力的行為に出ることはまずない。仮に、暴力的言動があった場合には、直ちに警察へ要請、通報し法的手続をとるべきである。

6 同和問題への取組を非難された場合

同和問題への取組や同和研修の在り方を口実に不当と思われる要求を受けたときは、相手方に対し、「法務局に申し出て、それが人権侵害になるかどうか、また、今後どうすべきかについて、法務局の処理に委ねたい。」と伝える。その後直ちに法務局に相談して態勢を整える。

7 弱みを追及された場合

弱みを追及された場合でも、密室での取引を排して、紛争の適正かつ妥当な解決を図るための正当な手続によるべきである。相手の指摘する内容が仮に事実であるとしても、法的な観点から見れば、損害賠償等を認めるには、故意過失の有無、賠償の対象になるかどうか、適正妥当な賠償額はどうかなどの検討を要する。したがって、それらの検討をしないまま、安易に相手の要求を認めたり、謝罪的な発言をしてはならない。

事務上の過誤等の処理は、法律に従った正しい手続によって行うべきであり、それを口実にする相手方の違法・不当な要求は、断固として拒否すべきである。

8 組織全体で対応

えせ同和行為に対しては、組織全体で対応すべきである。支店等で不当な要求を受けた場合は、支店長等が個人的に又は支店限りで、その要求に応ずるべきではない。相手は、個人的な又は支店限りの対応の不備等を口実にして、本店に対し、より大きな要求をしていくことが多いので、本店に報告したり、本店に指示を求めるなどして、組織全体として対応すべきである。

9 官公署の影響力が利用された場合

えせ同和行為者は、企業に対して不当な要求をする場合、その手口として、その企業の監督官庁等に連絡をとり、その官庁の企業に対する影響力を悪用しようとすることが多い。

各行政機関は、都道府県単位の「えせ同和行為対策関係機関連絡会」への参加を通じるなどして、えせ同和行為の排除に積極的に取り組んでおり、えせ同和行為者に加担することはないので、このようなえせ同和行為者の手口にだまされないようにしなければならない。

10 法務局への相談

法務局・地方法務局の本局及び支局では、えせ同和行為の排除のための相談を受け付けており、必要に応じて、警察、弁護士会と連絡をとる体制を敷いているので、同和問題を口実にする不当な要求を受けたときは、法務局に相談する（連絡先については、後掲連絡先一覧表のとおり）。

11 警察への連絡等

警察は、えせ同和行為者の排除に積極的に取り組んでいる。

現在、都道府県警察では、「企業対象暴力対策本部」等を設置して、暴力団やえせ同和行為者等に関する企業からの各種相談に対応しているほか、これらとの関係遮断に取り組む企業に対しては情勢に応じて必要な警戒を行うなど、関係者の身の安全を確保するための保護対策を実施している。暴力団やえせ同和行為者等から不当な要求を受けた場合又は受けるおそれがある場合には、次のように対処する。

- (1) 警察本部（暴力団対策課等）、最寄りの警察署又は暴力追放運動推進センターに速やかに連絡をとり、対応等について助言を受ける（連絡先については、後掲連絡先一覧表のとおり）。
- (2) 緊急を要する場合は、ちゅうちょせず110番通報する。

12 弁護士への相談

- (1) 日本弁護士連合会（日弁連）は、民事介入暴力対策委員会を中心に、えせ同和行為の排除に取り組んでいる。また、そのために各都道府県にある弁護士会に民事介入暴力被害者救済センターを置き、えせ同和行為者に対する対応について相談を受けている（連絡先については、後掲連絡先一覧表のとおり）。
- (2) えせ同和行為は、かなり知能犯的である場合が多いので、弁護士にもよく相談し、事案に応じてその解決を弁護士に依頼する。
- (3) なお、民事上の手続として、以下のものが挙げられる。これらの手続について、弁護士と相談することも有益である。

ア 内容証明郵便の送達

相手方の行為が継続すると予想される場合には、法的手続をとる前に内容証明郵便を送達する。内容証明郵便には、次のような事項を記載することが考えられる。

- ① 相手方の行為が刑法上脅迫罪・強要罪・恐喝罪等を構成すること（あるいは民法上不法行為となること）。
- ② 弁護士に依頼済みのときは、今後の連絡は弁護士事務所宛てにされたいこと。
- ③ 違法行為があるときは、断固として法的手続をとる意思があること。

イ 仮処分の申請

不作為の仮処分（面談禁止、架電禁止、立入禁止、業務妨害禁止等）の申立を裁判所に対して行う。

※ 仮処分決定を得ることにより、禁止事項が明確になり、相手方の動きが止まる効果が期待できる。

ウ 債務不存在確認の訴えの提起等

些細な誤りにつけ入り損害賠償を求めてくる場合には、相手に対して訴訟を提起するよう促し、これに応じないときは、逆に債務不存在確認の訴えを提起するなど、紛争を裁判によって解決する方策をとる。

具体的対応の要点

- 1 面談する場所は、自分の管理が及ぶ範囲内（例えば、自社応接室等）とする。
呼び出しがあっても、相手の要求する場所には出向かない。
- 2 対応は、担当者が行い、幹部を出さない。
- 3 対応は、必ず2名以上で行う。
場合により、弁護士に交渉を委ねたり、弁護士を立ち会わせたり、又は弁護士、警察官に待機してもらするなどする。
- 4 相手方を確認する。
相手方の氏名、所属団体、所在（場合により電話番号）等を確認する。他人の代理人と称する場合には、その関係、委任の事実の確認をする。
- 5 話の内容は、面接の場合でも電話の場合でも、できるだけ録音するか、又は詳細に記録をとる。
相手方がそのことを指摘した場合には「上司に報告するため。」と言う。
関連していると思われる無言電話も、その時間、状況等を記録しておく。
- 6 相手の話はよく聞き、その趣旨、目的を明確にしておく。
- 7 言動には特に注意する。
 - (1) おびえず、慌てず、ゆっくりと応対し、無礼な態度を見せないよう注意する。
相手方の挑発に乗ってはならない。まして、相手方を挑発してはならない。
 - (2) 相手方の要求に応じるべきでないと考えたときは、例えば「当社としては、あなたの要求には応じられません。これ以上お話ししても結論は変わりません。どうぞお引き取りください。」などと明確に答え、「検討する。」とか「考えてみる。」など、相手方に期待を抱かせる発言をしてはならない。
 - (3) 当初の段階で「申し訳ありません。」「すみません。」など、自らの非を認める発言をしてはいけない。
 - (4) 相手方が念を押したときは、「はい。」「いいえ。」で答えず、自らの主張を繰り返す。
 - (5) 誤った発言をした場合は、その場で速やかに訂正する。
- 8 相手方の要求に即答、約束をしない。
「一筆書け。」と言われても書く必要はないし、書いてはならない。いかなる場合でも署名、押印をしない。
- 9 特別の事情がない限り、自ら相手方に電話をしない。その約束もしない。

えせ同和行為に関する対応Q & A集

1 同和関係者を名乗る者から、図書、機関紙、あるいは物品等の購入方の申入れを受けたが、購入すべきか。

* 購入するかしないかは、自由ですが、購入意思がなければ、まず、あなたの方ではっきり「購入する意思はない。」と断ってください。

「予算がない。」等の断り方は望ましくありません。

回答例

「購入の意思はないのでお断りする。」と答える。

2 断っても電話で執ように購入について要求してきたときは、どうすればよいか。

* 「購入する意思はない。」とはっきり断っているわけですから、無視して構いません（売買契約の締結を断っている者に対し、再度の勧誘は禁止されています（特定商取引に関する法律17条）が、再度断っても執ように購入を迫られる場合には、「これ以上要求するのであれば、法務局や警察に相談する。」旨回答してください。

回答例

「前にもお断りしたとおり、購入する意思は一切ない。」「これ以上要求するのであれば、法務局等へ相談する。」と答える。

3 相手方が、「同和問題に関する図書を持っていない。」「社員に対する同和教育がなっていない。」などと指摘した上で、これらについて「同和に対する差別である。」などと言って、「差別」を口実にして言いがかりをつけてきた場合はどうすればよいか。

* 相手方は、最初はソフトに「同和問題解決のため」図書を購入されたいと勧誘してくるが、こちらに購入の気持ちがないと分かると、上記の発言がなされる場合が多数あります。この場合、公的機関である法務局に指導を受ける旨回答して差し支えありません。

回答例

「法務局から同和問題に関するリーフレットが送付されてきた。」「〇〇法務局から同和問題に関する研修を受ける予定である。」「研修についても法務局に相談する。」と答える。

4 「同和関係図書を送るから見てくれ。」と言ってきたので、はっきりと断ったが、それでも送ってきた。どう対応したらよいか。

* 購入意思がなければ、開封する前に、宛名書き部分に「受領拒否」と明記し、押印して返送してください。

万が一受領したとしても開封はしないで、着払いで返送してください（もし、開封して図書が傷んだ場合トラブルの原因となる場合があります。）（参考文例1）。

返送しても、相手方が受領拒否（多くの場合、郵便物の受領拒否）をした場合は、再度、内容証明郵便で、①再度引取りに来る期日を定め、②当方は保管責任は負わない旨を通知してください（参考文例2）。

5 相手方が、同和関係図書等を持ってきたので、断ったが、それでも「しばらく預かってくれ。」と言って置いていった。どう対応すべきか。

* 着払いで返送してください（参考文例1）。

6 返送する旨伝えたと、送ると図書が傷むので、取りに行くから置いておけ」と言われた場合にはどうすればよいか。

* 14日間保管し（送付日時、部数を記録し、担当者を決めて保管してください。）、その間に、受け取った者が購入の承諾をせず、かつ送付者が引き取らない場合は、送付者の返還請求権がなくなり、受け取った者はその図書を処分することができます。

また、購読拒否の明確な意思表示（引取り方要求）を通知した場合は、7日間で送付者の返還請求権がなくなり処分できます（特定商取引に関する法律59条）。

ただし、そのまま放置しておくとして送付されたり、「なぜ返さない。」などと言いがかりをつけられる原因となりますので、明確な購読拒否と引取りを要求しておくことが適切です。

文書によって購読拒否をする場合は、用件のみを簡潔に書き、内容証明郵便か配達証明郵便で通知してください。

期日経過後、言いがかりをつけてきた場合は、刑法犯に該当する場合がありますので、そのときは直ちに最寄りの警察に連絡してください。あるいは、弁護士に立会いをお願いするのも一方法です。

なお、相手方との問答は、録音することが望ましいですが、それができないときは、必ずメモを取って保管しておいてください。

（注）受け取った者が事業者である場合には適用されない場合がありますので、詳しくは消費者センターの相談窓口などにお問い合わせください。

参考文例 1

通 知 書

本年 月 日貴社（殿）から当方宛てに図書の送付がありましたが、この件に関しましては、先に貴社（殿）から購入方依頼がなされた際にはっきりとお断りしたとおり、当方においては、これを購入する意思はありませんので返送します。

また、今後も購入する意思はありませんので、送付しないでください。

平成 年 月 日

住所

氏名

㊟

住所

殿

参考文例 2

通 知 書

先に貴社(殿)から当方宛てに物品の送付があり、当方はこれを購入する意思がないことを理由に、本年 月 日現品を貴社(殿)に返送しましたところ、本日貴社(殿)の受取拒否により再度当方へ戻って参りました。

しかしながら、当方においてはこれを購入する意思は全くありません。

よって、下記のとおり通知いたします。

記

- 1 現品は、平成 年 月 日までに必ずお引き取り願います。
- 2 現品について、当方は、保管責任を負いません。

平成 年 月 日

住所
氏名

印

住所

殿

7 不本意ながら、「買います」と言った場合は、どうすればよいか。

* 本来、訪問販売や電話勧誘販売を行う事業者は、申込みや契約の内容を記載した書面を消費者に交付しなければなりません(特定商取引に関する法律4条、5条、18条、19条)が、相手方は「口約束でも契約だ。」と主張して支払を要求する場合があります。

相手方の要求に屈し、「買います。」と不本意ながら言ってしまった場合、又は買うと約束したが、撤回したい場合は、クーリング・オフという制度による契約の撤回ができます。

この契約の撤回は、書面により行うこととされていますので、次の事項を明記して、簡易書留か内容証明郵便で郵送することにより契約の撤回をすることができます(参考文例3)。

- ① 契約(約束)をした日付
- ② 相手の住所・氏名(団体名)
- ③ 図書名と金額
- ④ あなたの住所・氏名・電話番号
- ⑤ 「図書購入の契約(約束)を解除します。」

なお、郵送した書面についてはコピーをとり、保管しておいてください。

(注1) このクーリング・オフは、申込内容又は契約内容を明示した書面の交付を受けてから8日以内にする必要がありますが、その書面の交付を受けていない場合等(電話での勧誘の場合は、書面の交付がされていない場合が多いようです)には、いつでもクーリング・オフができることとなります(特定商取引に関する法律9条(訪問販売の場合)、24条(電話勧誘販売の場合))。

(注2) クーリング・オフ制度は、事業者が営業活動等に関連して行う取引等には適用され

ない場合がありますので、詳しくは消費者センターの相談窓口などにお問い合わせください。

参考文例 3

契 約 解 除 通 知 書

前略 当方は貴殿（団体）と次のような売買契約を締結しました。

締結の日 平成 年 月 日

売買目的物 （書籍名 ○○○○○）

代 金 金○○○○○円

この度、特定商取引に関する法律9条（24条）により、貴殿（団体名）との前記図書購入の契約（約束）を解除します。

*なお、支払った代金は○○銀行○○支店の口座番号○○に振り込んでください。

*図書は、別便にて返送いたします。

平成 年 月 日

住所

氏名

印

住所

殿

8 同和を名乗る者から「工事を請け負わせろ。」「仕事を回せ。」と再三押しかけてくる（電話をしてくる）がどのように対応したらよいか。

* 基本的には1，2の対応と同じです。契約するかしないかは、あなたの自由ですが、契約意思がなければ、きっぱりと断ってください。「考えてみます。」「検討する。」など、相手方に期待を抱かせる発言は絶対にしないでください。同和の名を使用しての強要であれば「えせ同和行為」であるので、きっぱりと断ってください。

また、暴力をちらつかせるものについては、直ちに警察に連絡してください。そのような場合には、警察も出動することについて法務局と警察との間で話し合いができています。

回答例

「決定しているので、お断りします。」と答える。

また、「かねてからこのような場合には、法務局に相談するよう指導を受けており、法務局に相談したところ『決定しているならば断りなさい』と指導されているので、この指導に従ってお断りする。言うことがあれば、法務局に言ってほしい。」と答える。

9 同和を名乗る者から、「金を出せ。」と明らかに言わないが、「善処しろ。」「誠意を見せろ。」と押しかけてくる（電話をしてくる）がどのように対応したらよいか。

* 相手方が執ように同じ言動をとる場合は「具体的にどういうことですか。」「どうしたらよいのですか。」と相手方に質問し、「善処」「誠意」の内容を確かめてください。

内容不明で言いがかりと思われる場合には、「はっきりしなければ対応のしようがない。」ときっぱり断ってください。

（注） 内容が判明し不当なときは、11の例によって対応する。

10 監督官署に言いつけると言っているがどうか

* 「それは困ります。」等の発言は絶対にしないでください。

監督官署を利用することについては、中央に国の全省庁で構成している「えせ同和行為対策中央連絡協議会」があり、また、各法務局・地方法務局にも同様の連絡会を作って、監督官署が横の連絡をとりながら「えせ同和行為」の排除に取り組んでいるので、心配は不要です。

法務局からあらかじめ監督官署に電話しますので、監督官署の名前と所管課を教えてください。

11 相手方が社員等の言動を取り上げて「差別した。どうするのか。」「差別した。糾弾するぞ。」と言ってくるがどうしたらよいか。

* あなたに相手方の要求に応じる意思がないのであれば、相手方から何を言われても、その要求に応じる必要はありません。相手方から「差別した。」などと言われたとしても、法務局に相談するなど伝えて、きっぱり要求を断ってください。

回答例

「こちらの対応が差別に当たるかどうかについては、法務局に相談したい。これ以上言うことがあるならば、法務局に言ってほしい。」と答える。

12 「〇月〇日××時ころ面会に行く。」と言ってきたが、どう対応すればよいか。

* あなたの方で、面会の意思がなければ、はっきりと断ってください。

断っても埒があかないときは、あらかじめ、最寄りの警察に相談して、その時刻に巡回してもらうか、あるいは緊急の場合の出動を依頼しておいてください。

また、弁護士に依頼して立会いをしてもらうことも考えられます。

なお、話し合いの際は、その様子を録音することも良い対応です。ただし、隠し録ることは、そのこと自体がトラブルの原因となりますので、録音する場合は、相手方に録音することを伝えておくことが適当です。録音するということのみでも「えせ同和行為」に対する威力は十分にあります。また、少なくとも必ずメモを取って保管するようにしておいてください。

えせ同和行為被害者相談窓口

☆ ○○（地方）法務局人権擁護部（課）

住所

☎ — —

☆ ○○（都道府）県警察本部暴力団（組織犯罪）対策主管課

住所

☎ — —

☆ （財）○○（都道府）県暴力追放センター

住所

☎ — —

☆ ○○（都道府）県弁護士会（民事介入暴力対策委員会）

住所

☎ — —

メモ

A series of horizontal dashed lines for writing notes.